

4) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿(受払簿)が作成されていなかった。
(注意事項) 3件(給与1, 契約1、重点事項1)

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月19日、11月22日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月8日、12月21日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(支出1、重点事項1)
 1) 電話料に係る資金前渡(見込払)について、契約変更に伴う残金が、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。
 2) 毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があった。
 ①毒物・劇物保管庫について、その他の物から明確に区分された毒物・劇物専用とされていないものがあった。
 ②鍵のない保管庫に保管されているものがあった。
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月31日、11月30日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
 1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月25日
	監査の結果

(指摘事項) 1件(重点事項1)
 1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び劇物については「劇物」の文字を表示しなければならぬと定められているが、表示されていなかった。
(指導事項) 3件(収入1、給与1、重点事項1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料
 通年度分 695,000円 令和4年度分 175,000円 合計 先数 3件 870,000円
 2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/100.0の割合

合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
 3) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿(受払簿)が作成されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 嶺南高等技術専門学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月9日、令和5年1月18日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 職業支援センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月29日、10月28日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 美術館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月17日、令和5年1月25日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 博物館
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月21日、11月25日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件(給与1)

監査対象機関	観光文化部 考古博物館(理蔵文化財センターを含む)
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月9日、令和5年1月24日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(収入1、給与1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金
 通年度分 先数 1件 657,580円
 2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①割り振られた1週間の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていないかつた。

②やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超過した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないかつた。

③振替を行い勤務日となった日の時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。

(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	観光文化部 文学館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月17日、令和5年1月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(高冷地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月2日、令和5年1月16日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件(給与2、財産1)

1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超過した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

2) 旅費の支払において、JR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引を適用していなかった。

3) 貸付財産及び借受財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項及び第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月27日、10月27日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(重点事項1)	

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校(林政部と共管)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月14日、11月15日
監査の結果	
(指摘事項) 1件(重点事項1)	
1) 劇物について、所在不明となっているものがあった。	

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月30日、10月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月6日、11月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター(長坂支所を含む)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月13日、11月17日
監査の結果	

(指摘事項) 1件(収入1)

1) 令和4年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、測定されていないものがあった。(合計152,063円)

(指導事項) 1件(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金
過年度分 先数 1件 250,722円

(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	農政部 水産技術センター(忍野支所を含む)
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月29日、10月26日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(財産1)

1) 取得用地に未登記のものがあった。
令和2年度以前の未登記 2筆

(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月7日、10月12日、11月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(契約1)	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (収入1)
	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 14,067,323円
(注意事項)	なし

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月14日、11月29日
	監査の結果
(指摘事項)	指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
	監査の結果
(指摘事項)	指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
	監査の結果
(指摘事項)	指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
	監査の結果
(指摘事項)	指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
	監査の結果

(指摘事項)	なし
(指導事項)	2件 (給与2)
	1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。 2) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。 (注意事項) なし

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月18日、11月16日
	監査の結果

(指摘事項)	なし
(指導事項)	2件 (給与2)
	1) 児童手当の支給において、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、支払期日でない月であっても、各月の8日に支払うものとされているが、支払われていないものがあった。 2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。 (注意事項) なし

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
	監査の結果

(指摘事項)	なし
(指導事項)	2件 (給与2)
	1) 休休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間を超過した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 ②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務が38時間を超過した勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、または別の週の休休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間を超過しておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。 ③同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間を超過した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の4時間の勤振変更が行われていたため、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあった。 2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。 (注意事項) なし

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月19日、11月22日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (給与1)
	1) 代休日指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあった。 (注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	図書館
--------	-----

監査対象機関	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月16日、令和5年1月25日
監査の結果	

(指摘事項) 1件（給与1）

1) 扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給していたものがあつた。（合計352,316円）

(指導事項) 5件（給与4、物品1）

1) 週末日の振替において、振り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていたものがあつた。

2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。

3) 通勤手当の認定において、手当額の決定にあたり、職員が公署より遠い駐車場を借りた場合は、公署まで一般に利用し得る最短の経路により認定すべきところ、駐車場までの距離により認定が行われ、過大に支給されているものがあつた。

4) 会計年度任用職員に係る期末手当支払の際に、控除する必要のない社会保険料を控除したため、予備監査日現在、雑部金に滞留していた。

5) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。

①不明資料

平成30年度	19点	令和元年度	40点	令和2年度	28点	令和3年度	33点
令和4年度	36点	合計	156点				

②未返却資料

平成30年度	40点	令和元年度	89点	令和2年度	57点
令和3年度	139点	令和4年度	3,923点(132点)	合計	4,248点

※令和4年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの

(注意事項) 2件（給与1、契約1）

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月8日、12月23日
監査の結果	

(指摘事項) 1件（その他1）

1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。

(指導事項) 5件（収入2、支出1、財産2）

①直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して払い込まれているものがあつた。

②財務規則第47条に基づき、歳入の徴収の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売り払い代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。

③全国高等学校選抜スキー大会に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

④自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

⑤鉄塔放送電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公布財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。

(指導事項) なし

(注意事項) 2件（給与1、重点事項1）

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件（契約1）

1) 廃棄物処理委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単独契約のものとなつていなかった。

(注意事項) 2件（物品1、重点事項1）

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件（収入1、契約1）

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

高等学校等就学支援金の過大支給による返還金	89,100円
先数	1件 89,100円

2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業務委託契約において、財務規則第137条第3項に規定する見積合わせが省略できる特別な理由に客観的な合理性がないにもかかわらず、単独随意契約とされていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月25日、11月29日
監査の結果	

(指摘事項) 1件（重点事項1）

1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならぬと定められているが、表示されていないものがあつた。

(指導事項) なし

(注意事項) 3件（収入1、物品1、重点事項1）

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査の結果

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月25日、11月29日

指摘事項、指導事項、なし
（指導事項）なし
（注意事項）1件（重点事項1）

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査の結果

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査の結果

監査対象機関	豊林高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

指摘事項、指導事項、なし
（指導事項）1件（収入1）
1）歳入について、次のとおり収入未済があった。
学校開放に伴う照明施設電気料
令和4年度分 先教1件 500円
（注意事項）2件（契約1、重点事項1）

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月26日、11月24日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査の結果

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査の結果

監査対象機関	青洲高等学校（増穂商業高等学校、市川高等学校、映南高等学校）
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月26日、11月24日

指摘事項、指導事項、なし
（指導事項）2件（物品1、契約1）
1）屋内運動場用物品購入において、次のとおり不備があった。
①5万円未満の物品の支出科目について、消耗品費とすべきところ、備品購入費として処理され、備品原簿に登録されていた。
②備品の予定価格の合計額が160万円を超えており入札とすべきところ、分割発注し随意契約としていた。
2）増穂商業高等学校の閉校に伴う廃棄物の収集運搬及び処理処分の契約において、入札とすべきところ、特別な理由がないにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び財務規則第137条第3項の規定による単独随意契約としていた。
（注意事項）2件（契約1、重点事項1）

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査の結果

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月27日、11月22日

指摘事項、指導事項、なし
（指導事項）1件（重点事項1）
1）毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があった。
①鍵のない保管庫に保管されているものがあった。
②毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。
（注意事項）1件（重点事項1）

監査対象機関	田川高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日

指摘事項、指導事項、なし
（指導事項）なし
（注意事項）2件（物品1、重点事項1）

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月27日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 通勤手当において、複数校に勤務する者については、1週間の勤務状況を基に、往路及び復路毎に通勤距離を算出し、その1日当たりの平均を支給根拠としての片道の通勤距離とするとされているが、1校の通勤距離のみで認定しているものがあった。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年9月
監査実施日	令和4年10月28日、11月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①会計年度任用職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 58,912円
 ②行政財産使用に伴う電気料及び水道料 令和4年度分 先数 1件 33,016円
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (支出1、財産1)
 1) 前金私を行っている製米機の保守点検業務委託について、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていなかった。
 2) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	

(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士北嶽高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月28日、11月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件 (契約1、重点事項1)

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)
 1) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与2)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。
 2) 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない共益費等を含んだ金額で手当額が算定されているものがあつた。